

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 17 年茨城県規則第 98 号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定化学物質取扱事業者の要件)</p> <p>第 26 条 条例第 55 条第 2 項の規則で定める業種は、令第 3 条各号に掲げる業種とする。</p> <p>2 条例第 55 条第 2 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) その年度において事業活動に伴い取り扱う指定化学物質(令別表第 1 に掲げる第一種指定化学物質に限る。)であって、特定第一種指定化学物質(令第 4 条第 1 号イに規定する特定第一種指定化学物質をいう。次号において同じ。)以外のもの(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(当該製品の質量に対するいずれかの質量(その第一種指定化学物質が次のアから<u>テ</u>までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれアから<u>テ</u>までに定める物質の質量。以下この号において「第一種指定化学物質」という。)の割合が 1 パーセント以上である製品であって、令第 5 条各号のいずれにも該当しないものをいう。)に含有されるものを含む。)のいずれかの第一種指定化学物質質量が 100 キログラム以上である工場等を有していること。</p> <p>ア 令別表第 1 第 1 号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛</p> <p>イ <u>令別表第 1 第 48 号</u>に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン</p> <p>ウ 令別表第 1 第 62 号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム</p> <p>エ 令別表第 1 第 105 号に掲げる第一種指定化学物質 銀</p> <p>オ 令別表第 1 第 111 号に掲げる第一種指定化学物質 クロム</p> <p>カ <u>令別表第 1 第 156 号</u>に掲げる第一種指定化学物質 コバルト</p>	<p>(指定化学物質取扱事業者の要件)</p> <p>第 26 条 条例第 55 条第 2 項の規則で定める業種は、令第 3 条各号に掲げる業種とする。</p> <p>2 条例第 55 条第 2 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) その年度において事業活動に伴い取り扱う指定化学物質(令別表第 1 に掲げる第一種指定化学物質に限る。)であって、特定第一種指定化学物質(令第 4 条第 1 号イに規定する特定第一種指定化学物質をいう。次号において同じ。)以外のもの(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(当該製品の質量に対するいずれかの質量(その第一種指定化学物質が次のアから<u>タ</u>までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれアから<u>タ</u>までに定める物質の質量。以下この号において「第一種指定化学物質」という。)の割合が 1 パーセント以上である製品であって、令第 5 条各号のいずれにも該当しないものをいう。)に含有されるものを含む。)のいずれかの第一種指定化学物質質量が 100 キログラム以上である工場等を有していること。</p> <p>ア 令別表第 1 第 1 号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛</p> <p>イ <u>令別表第 1 第 31 号</u>に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン</p> <p>ウ 令別表第 1 第 44 号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム</p> <p>エ 令別表第 1 第 82 号に掲げる第一種指定化学物質 銀</p> <p>オ 令別表第 1 第 87 号に掲げる第一種指定化学物質 クロム</p> <p>カ <u>令別表第 1 第 132 号</u>に掲げる第一種指定化学物質 コバルト</p>

キ	令別表第1第164号に掲げる第一種指定化学物質	シアン
ク	令別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質	水銀
ケ	令別表第1第274号に掲げる第一種指定化学物質	スズ
コ	令別表第1第276号に掲げる第一種指定化学物質	セリウム
サ	令別表第1第277号に掲げる第一種指定化学物質	セレン
シ	令別表第1第279号に掲げる第一種指定化学物質	タリウム
ス	令別表第1第311号に掲げる第一種指定化学物質	テルル
セ	令別表第1第314号に掲げる第一種指定化学物質	銅
ソ	令別表第1第363号に掲げる第一種指定化学物質	バナジウム
タ	令別表第1第414号に掲げる第一種指定化学物質	ふっ素
チ	令別表第1第458号に掲げる第一種指定化学物質	ほう素
ツ	令別表第1第465号に掲げる第一種指定化学物質	マンガン
テ	令別表第1第505号に掲げる第一種指定化学物質	モリブデン

(2) その年度において事業活動に伴い取り扱う指定化学物質であって、特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（当該製品の質量に対するいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次のアからカまでに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれアからカまでに定める物質の質量。以下この号において「特定第一種指定化学物質質量」という。）の割合が0.1パーセント以上である製品であって、令第5条各号のいずれにも該当しないものをいう。）に含有されるものを含む。）のいずれかの特定第一種指定化学物質質量が100キログラム以上である工場等を有していること。

ア	令別表第1第99号に掲げる第一種指定化学物質	カドミウム
イ	令別表第1第112号に掲げる第一種指定化学物質	クロム
ウ	令別表第1第353号に掲げる第一種指定化学物質	鉛
エ	令別表第1第355号に掲げる第一種指定化学物質	ニッケル

キ	令別表第1第144号に掲げる第一種指定化学物質	シアン
ク	令別表第1第237号に掲げる第一種指定化学物質	水銀
ケ	令別表第1第239号に掲げる第一種指定化学物質	スズ
(新設)		
コ	令別表第1第242号に掲げる第一種指定化学物質	セレン
(新設)		
(新設)		
サ	令別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質	銅
シ	令別表第1第321号に掲げる第一種指定化学物質	バナジウム
ス	令別表第1第374号に掲げる第一種指定化学物質	ふっ素
セ	令別表第1第405号に掲げる第一種指定化学物質	ほう素
ソ	令別表第1第412号に掲げる第一種指定化学物質	マンガン
タ	令別表第1第453号に掲げる第一種指定化学物質	モリブデン

(2) その年度において事業活動に伴い取り扱う指定化学物質であって、特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（当該製品の質量に対するいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次のアからカまでに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれアからカまでに定める物質の質量。以下この号において「特定第一種指定化学物質質量」という。）の割合が0.1パーセント以上である製品であって、令第5条各号のいずれにも該当しないものをいう。）に含有されるものを含む。）のいずれかの特定第一種指定化学物質質量が100キログラム以上である工場等を有していること。

ア	令別表第1第75号に掲げる第一種指定化学物質	カドミウム
イ	令別表第1第88号に掲げる第一種指定化学物質	クロム
ウ	令別表第1第305号に掲げる第一種指定化学物質	鉛
エ	令別表第1第309号に掲げる第一種指定化学物質	ニッケル

オ 令別表第1第378号に掲げる第一種指定化学物質 砒素

カ 令別表第1第444号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

(3) 略

(4) 略

(5) 略

オ 令別表第1第332号に掲げる第一種指定化学物質 砒素

カ 令別表第1第394号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

(3) 略

(4) 略

(5) 略